



# 第5章 納税環境の整備



## 5-1 押印義務の見直し



### 〈改正の概要〉

税務署長等に提出する国税関係書類のうち**納税者等の押印義務が廃止されます。**  
**※実印による押印と印鑑証明書の添付が必要なものは存続**

国・地方公共団体を通じたデジタル・ガバメントの推進による行政手続きコストの削減、感染症の感染拡大防止の観点から、税務手続きの負担軽減のため**税務署長等に提出する国税関係書類の押印義務が廃止**されます。地方公共団体へ提出する**地方税関係書類や税関関係書類についても同様に廃止**されます。

ただし、次に掲げる書類①②に関しては従来通り実印の押印が必要です。

①担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付が必要な書類

②相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

※また、改正の趣旨を踏まえて、押印を要しない税務関係書類については施行日前であっても改めて押印を求めないこととされています。

### 〈適用時期〉

**2021年4月1日以後**に提出する税務関係書類について適用されます。



# 5-2-1 電子帳簿等保存制度の見直し



## 1.改正の概要

経理の電子化による生産性の向上・テレワークの推進・クラウド会計ソフト等の活用のため、**帳簿の電子保存手続きが簡素化**されます。

### 申請手続き



### 税制改正大綱

**事前申請と承認を廃止**

### 電子帳簿の要件

- ・訂正削除の履歴確認が可能
- ・帳簿間の相互関連性
- ・ディスプレイなどの備え付け
- ・記録の検索機能があること

**電子帳簿の要件みたす際の過少申告加算税を5%控除**

**従来の電子保存対象外帳簿でも下記を満たすことで保存可能**

- ・システム概要書・マニュアル整備
- ・整然明瞭に速やかに出力可能
- ・税務職員のと要請に応じれること

**2022年1月1日以後に備え付け開始日が到来する  
手続きからの適用**



## 5-2-2 スキャナ保存制度の見直し



### 1.改正の概要

ペーパレス化をより一層促進するために**手続き・要件**が簡素化され、併せて、データの改ざん防止の措置が講じられます。

#### 申請手続き



#### 税制改正大綱

**事前申請と承認を廃止**

#### スキャナ保存の要件

タイムスタンプ付与期間 3日以内

受領者の国税関係書類への自署

タイムスタンプは全てに必要

第三者による原本とのデータ確認

会計入力期間と同じ(最長約2ヶ月)

自署を不要

訂正削除履歴システム使用なら不要

第三者による確認要件等を廃止

#### データ改ざんの防止措置

**不正の場合、重加算税10%を重課**

2022年1月1日以後に備え付け開始日が到来する  
手続きからの適用



# 5-3 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化



## 〈改正の概要〉

個人住民税の会社（特別徴収義務所）への市区町村からの通知につき、従来の郵送又は電子的送付（申出必要）いずれかを選択することが可能となります。

市区町村



【郵送】



会社（特別徴収義務者）



【全員の税額通知書】

【税額通知書】

従業員



## 選択肢の追加

市区町村



地方税ポータルシステム(eLTAx)

①eLTAx経由の申出

②eLTAx経由の送信

【全員の税額通知書】



2024年度以後に適用